

榛選第118003号

令和7年4月28日

榛東村監査委員 石坂郁夫 }  
榛東村監査委員 新井佐智子 } 様

榛東村選挙管理委員会  
委員長 岩田 正一

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

令和6年8月7日付け榛監第220001号により報告のあった令和5年度（下半期）定期監査結果報告書の報告に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

監査対象機関名	選挙管理委員会	監査年月日	令和6年7月16日
監査対象期間 及び年度	令和5年度 令和5年10月から令和6年3月まで		
指 摘 内 容		是 正 改 善 の 状 況	
<p>榛東村選挙管理委員会規程において「委員長は、会議録を調製し、会議のてん末及び出席委員の氏名を記載しておかなければならない。」(第9条)とされているが、委員会の議事録(会議録)が作成されていない。</p> <p>選挙管理委員会は、執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会(地方自治法第180条の5)であり、委員会での決定事項等について、その記録が残されていないことは適切でない。</p> <p>さらに、作成された議事録については、秘密に属する部分を除き、広く公開されるべきものである。</p>		<p>監査の指摘を受け、9月定例会から議事録の作成を実施している。</p> <p>作成した議事録については、榛東村ホームページの選挙管理委員会のカテゴリー中に掲載し、何人でも閲覧可能な状態としている。</p>	